

静岡県農業経営改善関係資金基本事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が、第2に定める経営改善関係資金を借り受けようとする場合の手続及び書類の提出を受ける融資機関等の手続についてその取扱いを定める。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資 金 名	資金の性格等	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
1 農業近代化資金 (静岡県農業近代化資金利子補給要綱（平成16年5月14日付け農金第1004号農業水産部長通知）第2条第4項に定める資金（注1）をいう。以下同じ。) ① 認定農業者向け（注2、3、4） ② 認定新規就農者向け（注5） ③ その他担い手向け	農業協同組合（以下「農協」という。）等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給 2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない。	
2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。） (1) 農業経営基盤強化資金 (スーパーJ資金)（注4） (農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。) [認定農業者向け] (2) 経営体育成強化資金（注6） (経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。以下同じ。) ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け	・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能） 2(1)の資金については1又は2(3)の資金との、2(2)の資金については1又は2(3)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。	

	<p>(3) 農業改良資金 (農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金（注7）をいう。以下同じ。） [その他担い手向け]</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直貸貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>1又は2(1)若しくは(2)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。</p>	特別の場合の長期資金（無利子）
	<p>(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [認定新規就農者向け]</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直貸貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>1又は2(2)若しくは(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない。</p>	特別の場合の長期資金（無利子）

(注1) 農業近代化資金融通法第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めた基準をもとに規定したものをいう。農業近代化資金のうち、同要綱別表第1の資金の種類欄の大蔵特認資金の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を借り入れる場合の手続きについては、同要綱に定めるところによるものとする。

(注2) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。

(注3) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注4) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

(注 5) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する者をいう。

(注 6) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、静岡県農業負債整理関係資金基本事務取扱要綱（平成 14 年 12 月 2 日付け農金第 1038 号農業水産部長通知）により対応するものとする。

(注 7) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第 4 の 1 に定める者が同資金を借り入れる場合の手続きについては、同基本要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、静岡県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成 7 年 3 月 20 日付け農経第 989 号農政部長通知）第 2 条に定める農業経営改善促進資金の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱等において定めるものほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、次の点について、自ら真剣に検討の上、おおむね 5 年間の経営改善資金計画書を別紙 1 の(1)又は(2)により作成し、第 4 の 1 の窓口機関に提出するものとする。

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成しようとするための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等

なお、借入希望額が個人にあっては 700 万円以下（青色申告を実施しているものは 1,000 万円以下）、法人にあっては 3,000 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症いう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあっては、別紙 1 の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙 1 の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。ただし、今後 5 年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希

望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画書の作成を省略することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。

- (2) 認定農業者にあっては、(1)の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあっては(1)の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、第4の1の窓口機関に提出するものとする。

なお、農業経営の指導等を受けている指導農業者（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業者等」という。）から別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、第4の1の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（農林事務所、市町、農業委員会、県担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者はインターネット等を活用して資金に関する手続きを行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続きを行うことができるものとする。

- (5) 第4の1の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、農林事務所に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、農林事務所は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業者等の意見書を提出している場合には、農林事務所は、自らの意見書に代えて当該指導農業者等の意見書の内容が当該指導農業者等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等 ((1)及び(2)の規定に基づき借入希望者等が提出する書類、並びに(5)の規定に基づき農林事務所が提出する書類。以下同じ。)の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からぬ場合は、県農業ビジネス課(以下「県主務課」という。)又は農林事務所に照会できるものとする。

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1ヶ月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資の可否の確認

借入希望者は、第5の3の(2)により経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1ヶ月半以内に融資の可否についての回答を受けられることになっているが、1ヶ月半以内に連絡がない場合には、窓口機関に問い合わせができる。

3 経営状況の報告

借入者は、融資を受けた後、経営改善資金計画期間中において経営改善資金計画が達成されるまでは、毎年、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。
- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間融資機関及び公庫の受託金融機関（農協、信用農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「信組」という。））
- (2) 公庫
- 2 県は、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。
- 3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関から除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。
- 4 県主務課及び農林事務所は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談を受付けるとともに、苦情等相談処理簿（参考様式2）を整備するものとする。

第5 窓口機関の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に發揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿（参考様式3）を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(3)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 関係機関への通知等

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第8の4及び5に留意することとする。）

なお、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等その方法については、推進会議のメンバーと協議をしてルールを決めることができるものとする。

(1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付することとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、第6の1の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

(2) 窓口機関は、直ちに農林事務所に関係書類の写しを送付することとする。

(3) 窓口機関は、第6の1の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する（農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信組が公庫資金を転貸する場合を含む。）ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。

(4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者及び認定新規就農者である場合には、次の手続きを行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う（第5の4の(1)～(3)に該当する場合は除く。）とともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを送付することとする。

(ア) 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(当該借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会)に委任する場合 当該融資機関

(イ) (ア) に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金(認定就農計画に基づく場合に限る。)、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定(農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることがある。

なお、推進会議の構成員である市町による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定を受けることを必要としないが、推進会議で特に必要と判断された場合には、経営改善資金計画の内容について推進会議の協議を受けることとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当するものである場合には、(1)から(3)までの手続を含め(第5の4の(1)～(3)に該当する場合は除く。)、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定(経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることがある。

なお、推進会議の構成員である市町による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26 経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2等に基づき県に整備された農業経営相談所へ随時情報提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 借入希望者への融資可否の通知

- (1) 窓口機関は、借入希望者が第3の1の(3)に基づき融資機関又は関係機関の助言・指導を受けて記載不備を訂正した経営改善資金計画書等の受理を再度拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (3) (2)の場合において、融資を行わない旨を通知する場合は、第6の2の(8)により融資機関より送付を受けた参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

4 借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続

窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

- (1) 農業近代化資金の借入を希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農協・信農連・農林中央金庫・銀行・信用金庫・信組）に
- (2) 公庫資金の借入を希望する場合は、公庫の支店に
- (3) 機関保証を希望する場合は、さらに基金協会に

第3の1の(1)に規定する書類を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各融資機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合、窓口機関としての手続（2の(1)から(3)までを除く。）は、それぞれの融資機関が行うものとする。

第6 融資機関等の手続

1 融資機関相互の分担関係の基準

- (1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、次のアからオを基本とする。
なお、分担関係の基準は、公庫と民間金融機関の協議によって修正することができるものとする。
 - ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する。（認定新規就農者向けの資金は除く。）
 - イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。
 - ウ 借入希望額が認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする

者及び農業参入法人を除く。)については1,500万円(法人は3,000万円(任意団体も同じ。))を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する。(農業改良資金を除く。)

- エ 認定新規就農者にあっては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。
- オ これら以外については、民間金融機関が対応する。

- (2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫(公庫の受託金融機関を含む。)は、農林事務所と連絡を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

2 融資審査

- (1) 融資機関は、1の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。
- (2) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の「借入申込希望書兼経営改善資金計画書の審査の考え方」を参考として、次の点について審査を行い、責任をもって判断するものとする。
- ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険(農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。)に加入するなどの対応策は検討されているか
- (3) 当該融資機関は、(2)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に關し、関係機関の意見を聴くものとする。
- (4) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- (5) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第6条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

- (6) 当該融資機関は、融資審査を進める中で、融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。
- (7) 当該融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間農林事務所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。
ただし、上記の場合において、融資機関は借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林事務所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
- (8) 当該融資機関は、融資審査の結果を参考様式4の融資審査等総括表に記入し、その写しを窓口機関及び農林事務所へ送付するとともに必要に応じて関係機関へ送付するものとする。

3 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

4 借入希望者への融資審査結果の通知等

融資を行う融資機関は、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式5又は参考様式5を参考にして当該融資機関が定める様式）（基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式6又は参考様式6を参考にして当該融資機関が定める様式）等の提出を求め、窓口機関の融資可否通知からおおよそ2週間以内を目途にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第5の4の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めて差し支えないものとする。

5 融資実行後の措置

- (1) 融資機関は、第3の3に基づき、借入者から経営状況報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、その写しを関係機関へ送付し、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。
- (2) 融資機関は、第8の2の円滑な実施のため第3の3に基づき借入者から提出のあつ

た経営状況報告書について農林事務所から求められた場合は、遅滞なく、その写しを農林事務所に送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあっては、当該農林事務所が濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から提出される経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農林事務所に送付するものとする。

第7 債権保全措置

1 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

ただし、基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式の融資する場合を除き、付することができない。

2 担保物件の評価に当っては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

3 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る基金協会の保証については、第6の2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあっては、(1)又は(3)の額をいい、青年等就農資金にあっては、(2)の額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。

(1) 認定農業者に貸し付けられるものについては

個人 1,800 万円（法人 3,600 万円）

(2) 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700 万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書きの場合にあっては 1 億円）

(3) 認定農業者以外の者に貸し付けられるものについては

個人 1,500 万円（法人 3,000 万円（任意団体も同じ。））

4 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合

には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であって、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間農林事務所等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。

ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、農林事務所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

第8 その他

- 1 関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 農林事務所は、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあっては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、県主務課、農林事務所その他の関係する機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。.
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1に

より推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 12 月 2 日から施行し、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 15 年 8 月 28 日から施行し、平成 15 年 3 月 4 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 16 年 9 月 30 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 3 月 10 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 12 月 20 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 5 月 10 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 6 月 13 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 2 月 9 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化

資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 2 月 16 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 5 月 9 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 7 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、令和 2 年 9 月 30 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規

定により取り扱ったものとみなす。

- 3 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、令和3年6月25日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第3の1の（3）の規定は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の規定により取り扱った農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金については、この要綱の規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。